

対コロナで知っておきたい事(2面)

全厚労ニュース

全 国 労 働 組 合 連 合 会
厚 生 連

〒110- 東京都台東区入谷
0013 1-9-5
TEL 03-3874-3591
FAX 03-3874-3593
発行日 毎月20日 定価 30円
https://www.zenkouro.org/

いま出来ることから現場を変える!



再びみんなが集まって交流できる時が来ることを願って
(写真は18年の幹部・看護師集会in神戸)

6月16日、全厚労看護委員会をZOOM会議で開催し、直接顔を合わせる事が出来ない中、コロナ対応で奮闘している現場の課題を出し合いました。これまでのような大きな集会開催が見込めない中で、今後Webセミナー等の企画を検討する他、日本看護協会や厚生労働省とも懇談・協議の場を設定していくことを確認しました。

対コロナを巡って 職場・世間との分断も

委員会では最初にコロナ対応の状況や課題について報告と意見交換を行いました。

コロナ患者の受け入れ状況は、感染者の多かった北海道でもピークを越え、わずかな患者がいるか退院している状態で、今後は第二波・三波への備えが重要になっていきます。患者を受け入れた病院職員の緊張・ストレスはもちろんですが、結果的にコロナ疑い患者のみの対応になった病院でも、陰性が確認されるまでの間の緊張を強いられ、家庭内感染の恐れで家に帰っても寝られないなどの状況も出されました。またコロナ対応病棟を作って、配置する看護師を面接・選別し、勤務してもらったものの、結果として患者もなく何もしない状態となり、他部署からは働いていないと見られたり、その一方で一般病床が手薄になって忙しくなった、夜勤回数が増え過重労働が進んだなど、対コロナを巡っては、職員間の感情に分断が起きているような事態も報告されました。

「医療従事者への感謝」が呼びかけられる一方で、住民からの「風評被害」や「差別」された実態も。保育園利用の自粛要請や「公園で遊ばないで」など、心折れそうな例もありました。

受診自粛等による入院・外来患者数の減、収益悪化は全国同様の問題です。一時金への不安の声も出されましたが、今や医療従事者の賃金確保は国の政策課題になっています。政府の第二次補正予算では、医療従事者等への慰労金(表)やコロナ対応での休床補償策も出されていますが、病院による差や患者に「接した」か否かが条件になるなど問題も残っています。

今回は日本看護協会との懇談や厚生労働省交渉はセット出来ませんでした。看護委員会では出された現場からの意見を伝えていくために、できるだけ早いうちにWeb懇談を調整していく予定です。

8月6日ピースセミナーに参加しよう

6月より、義務化へ(2面)

ハラスメント防止対策

ハラスメント防止対策

Web活用して 学習と交流する

例年10月に開催してきた幹部・看護師集会は、昨年在台風19号のために、やむなく半日開催と変更せざるを得なかったことから、開催時期も未定のままでした。新型コロナウイルスの影響で、青年や医療研究集会も延期になり、「3密」でない形態や感染防止対策を行うための大規模集会のイメージが作りづらいため、看護師集会については引き続き協議を続けながら、現状で出来ることをやっていきます。

ZOOM会議では、看護委員を5グループに分けて、今後の取り組みについて意見を出し合いました。Web会議について「人数が多いと意見・交流がしづらい」「長時間、画面に集中するのは疲れる」等の意見も出されましたが、どうしても密に集まることができない中ではやむを得ないため、テーマや課題を決めて短時間のWebセミナーやグループワークで意見を出しやすくする等の工夫をしながら、今後の活動と情報交換を進めたいと思います。当面は9月に次の看護委員会とセットに「Webセミナー」をスタートさせたいと考えています。

合わせて調査集約や資料による情報提供を積極的に行おうと、まずは「看護職の事務作業の実態調査・要求集約」に取り組みすることにしました。再び、みんなで集まり、運動の成果を持ち寄って密に交流する集会開催を到達目標に看護委員会でも頑張っていきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

(事業規模2922億円)

事業目的
○ 医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、
① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
② 継続して提供することが必要な業務であること
③ 医療機関での集団感染の発生状況から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

事業内容
新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等(※1)に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する(その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。)

※1 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

(給付額)

都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員(※2)	20万円
実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合	20万円
上記以外の場合	10万円
その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員(※2)	5万円

※2 対象期間(※3)に10日以上勤務した者であること
※2 一日当たりの勤務時間は異なる
※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する

※3 対象期間:当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日(※)のいずれか早い日(※)から、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16)から6/30までの間
※ 新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

対コロナで知っておきたい4つの制度・政策

医療従事者の感染は原則として労災対象

厚労省は4月28日付でコロナ感染による労災保険給付についての通達を発表。労災補償の考え方について「現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要」とし、「当分の間、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、労災保険給付の対象」としました。

具体的な取り扱いとしては、「医療従事者等患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること」としています。

解雇は4要件を満たさなければ認められない

経営不振による「整理解雇」は4要件を満たさなければ認められません。4要件とは①必要性、②解雇回避努力、③人選の合理性、④説明・協議です。これら4つの要件について妥当性が問われることとなります。

有期雇用の場合は通常解雇よりも厳しく判断されます。期間途中の解雇は、やむを得ない理由がない限り認められません。

自宅待機指示は休業手当が受け取れる

会社の指示で休業する場合は、労働基準法に基づき休業手当（平均賃金の6割以上）を受け取ることができます。緊急事態宣言や自治体からの要請であっても、自宅勤務や他の業務に就かせる努力がないと支払い義務はなくなりません。

全厚労加盟組織ではコロナに関する休業を特別休暇とし、賃金の全額を保障している県もあります。労組を通じてこのような要求を求めることが重要です。※労働基準法第26条（休業手当）…使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援

厚労省が行う小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を創設しました。対象者は業種・職種にかかわらず。対象期間は令和2年2月27日から9月30日までの間に取得した休暇。令和2年4月1日以降に取得した休暇の1日あたり上限額を8,330円から15,000円に引き上げ。



福厚労パワハラ裁判で署名を提出（2019年3月）



福厚労パワハラ裁判、支援する会のメンバーとともに（2019年5月）

事業主の責務としては「職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題に対する労働者の関心と理解を深めること」、「その雇用する労働者が他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと」、「事業主自身（法人の場合はその役員）がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと」が明確化。労働者の責務として、「ハラスメント問題

事業主・労働者の責務が法律上明確化

2019年の第198回通常国会において女性活躍推進法の一部の改正が成立し、これにより労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。同時に、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。その中身を紹介します。（中小事業主は2022年4月1日から義務化、それまでの間は努力義務。）

6月1日からパワハラ防止対策が義務に!! セクハラ・マタハラ防止対策も強化!!

パワハラ防止は講ずべき措置として義務化

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること

知・啓発すること。

②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること。

③相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

④相談窓口担当者、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること。

⑤職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

⑥事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

⑦速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（※1）。

⑧事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（※1）。

⑨再発防止に向けた措置を講ずること（※2）。

※1 事実確認ができた場合

※2 事実確認ができなかった場合も同様

※3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療

等の特徴な個人情報も含む。
⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

相談等した労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されます。

セクハラ・マタハラも強化

セクハラ・マタハラについても「事業主・労働者の責務」、「相談等した労働者に対する不利益取扱いの禁止」についてはパワハラ同様に強化されています。加えてセクハラについては、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

ハラスメントは、チームで働く医療現場ではもちろん、どのような環境であっても、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為です。ハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも大きな悪影響を与えます。今回の改正への賛否は様々ありますが、ハラスメント根絶への大きな一歩としましょう。

K's 延期

開催までじパワァーためて

全厚労青年委員会は5月17日に第3回青年委員会をWEBで開催。新型コロナウイルスの影響を考え、11月に開催を予定していたK's station三重は来年へ延期することを決定しました。開催日程は今後のコロナの状況を考慮し調整します。

画面越しでも交流はずむ

委員会では、ZOOMの機能「ブレイクアウトルーム」を使い3〜4名ずつに分かれ、この間続けてきたアイスブレイクをWEB上

でも行ってみました。K's交流企画で予定しているアイデアを試みながらグループで軽く近況などを話し合ったあと、青年部活動についての意見を出し合いました。お題は青年部活動に参加してもらったための工

夫と、新型コロナウイルスの影響で組合活動が制限されている中どういった活動ができるかについてです。話し合った時間は15分程度と短い時間でしたが、久しぶりの青年での交流に盛り上がり、グループで出された案

や青年層で困っていることを共有しました。コロナ病棟の対応スタッフに独身職員や青年層が対応していることや、病棟では人員が足りず夜勤10回など疲弊していること。急遽コロナ病棟への対応で、違う部署への出勤に苦労していることなどが報告されました。

青年委員会では今後も新型コロナウイルス拡大が懸念されることと、準備してきた交流集会を万全の状態で行いたいという思いから予定していたK's三重の開催を2021年に延期し



青年委員会K's下見の様子 (2019年12月)

は全体で共有し

各県から、青年部での活動報告とコロナ禍での現場

学習とりいれ 密な集会に

紹介ムービーを作成しLINEで送る、一対一で直接組合説明を行う、ポスターや配布物で紹介するなどの案が出されました。夏に青年部での新入組合員行事があるところも多く、アイデアを持ち帰ることができ



全厚労ピースセミナー 原水禁オンライン世界大会に 参加しよう!

核兵器のない世界をめざす「原水爆禁止世界大会」は、被ばく75年を迎える今年、オンラインで開催されます。この間、広島・長崎での本大会に参加してきた全厚労ですが、今年は皆様のご自宅から、または組合事務所から、オンライン世界大会に参加が可能です。

オンライン世界大会では8月2日(日)に世界代表の討論パネルなど企画されている「国際会議」、8月6日に「広島デー」、8月9日に「長崎デー」が開催されます。いずれも開催時間は10時(開場9時45分)～12時半まで。ZOOMを使った1000人までのウェビナー参加とYouTubeでのライブ配信が行われます。

全厚労平和委員会では、8月6日のオンライン世界大会終了後に、独自でピースセミナー(Web学習会)を企画しています。おなじくZOOMを使い、3月に中止となったビキニデーで予定していた学習講演などを予定しています。いままで、集会に参加できなかった方も、ぜひアクセスしてみてください。



2019年世界大会の海外代表のみなさん

5月号の全厚労女性委員会「母性保護月間」の記事に対し、読者の声メールにて「健康管理休暇と生理休

「読者の声」にお答えして
すすめています
健康管理休暇

職場の全スタ

「読者の声」にお答えして
すすめています
健康管理休暇

職場の全スタ

職場で頑張る青年が、同年代で交流することで自分の働きかたや仲間をみつけれられる集会となるよう、青年委員会でも学習を取り入れながら準備を進めていきます。しばらくは3密を避けWEB上での委員会開催となりますが、青年らしく交流も交え続けていきたい

職場で頑張る青年が、同年代で交流することで自分の働きかたや仲間をみつけれられる集会となるよう、青年委員会でも学習を取り入れながら準備を進めていきます。しばらくは3密を避けWEB上での委員会開催となりますが、青年らしく交流も交え続けていきたい

職場の全スタ



お花でアピール 母性保護月間中の取り組み

性職員が取れる「生理休暇(労基法第68条)」とは違い、性別問わず全ての年代の職員が体調不良を抱えて働くことのないよう、健康維持を目的とした休暇のことで、全厚労女性委員会ではこの「健康管理休暇」を特別有給休暇で、全県での創設を目指すすめています。現在は、福島県厚生連で母性保護月間(6〜7月)中に有給での「健康管理休暇」が取れるようになっています。職場の全スタ

頑張る仲間 各県この人

各県・現場で運動に、趣味に、仕事に頑張る人々を紹介するコーナーです。
第153回は北海道と静岡にお願いました。

例年であれば、観光客があふれている北海道からは、札幌厚生病院総務課に勤務する都鳥祐斗書記次長を紹介します。ご存知の方もいるかと思いますが、高玉事務部長（元全厚労副執行委員長）の下で労組へのアドバイスなども受けているようです。



北海道 都鳥祐斗さん

コロナ感染患者さん受け入れでは職員の安全確保と外来患者さんへの対応、時には入院患者さんのご家族からの苦情に追われることもあったようです。

ご家庭では5歳のお子さんとカブト虫の成長を楽しんだり、公園へ虫取りに出かけたり、また連休には奥さまの実家の函館に里帰りし家族サービスも欠かしません。札幌病院野球部に所属するなど公使ともに多忙な都鳥書記次長ですが、組合活動でもマルチな才能を発揮するなど今後の活躍が期待されています。コロナ収束後には全厚労の会議に出席致しますのでよろしく!!



静岡 戸祭裕生さん

静岡労から遠州病院の看護師、戸祭裕生（とまつり ひろき）さんを紹介いたします。彼は整形外科・耳鼻科病棟に勤務しており、昼夜を問わず患者さんのために駆け回っています。労働組合では支部の副執行委員長として看護部の意見をまとめ、また静岡労の青年部部長として若者が活気よく働けるよう日々アイデアを探っています。

今年は新型コロナの影響で活動が制限されがちですが、よりよい労働環境の獲得のため出来ることを精一杯行っていきます！とのこと。見かけたら是非声をかけてあげてください。

当選者は2・2倍（クロスワード・聞かせて、読者の声計15名当選）でした。

ザ★クロスワード

crossword puzzle grid with clues and icons. Clues include: 1. 押し・巻き・にぎり・ちらしなどあります; 3. けん牛と織女がデートする場所; 7. 陽性ではありません; 9. 首都はバグダッド; 10. 地球の外側を回る惑星マップ; 12. 紙・組・線などの部首; 14. エア……。パソ……。; 15. 医者がコレを投げると大変です; 16. 何か変。……きてれつ; 18. 絵巻物「鳥獣……」; 19. シメジ・マツタケ; 21. 聞いた人が感心する話; 23. 力闘。孤軍……。; 24. 水泳。……クラブ; 25. 団体や会の役員

【問題】二重ワクの文字を、A～Fの順に並べてできる言葉は、なに？

■タテのカギ
1 夏の代表的な果菜
2 生後四週間までの赤ちゃん
3 目……シャドー
4 騒音。雑音
5 着物などの模様
6 細菌から作った感染症予防の薬剤
7 中学や高校の……
8 乙な味。山海の……
9 壁に描いた絵
10 赤ん坊を運んでくる鳥
11 奉仕。……精神
12 銀行などに預けたお金を詳しく調べて選ぶこと
13 幅の狭い道
14 灯……。天文……
15 灯……。ちり

読者の声

「コロナ対策のため本来受け入れられるべき患者が受け入れられていない状況です。早い収束を願うばかり。(茨城)」
「最前線で奮闘しているのに、患者を受け入れることができません。経営に大きなダメージ…本末転倒です。政府の動向が気になる所です。(KS)」

「不安な気持ちお察しします。誰もが初めて経験する事態です。誰みができるかが感染対策です。一人ひとりの確実な取り組みが、自分を守る、家族を守る、病院を守るにつながると思います。(HR)」

「私の勤務先でもマスク・ガウンなどの物資が足りず、洗って再滅菌できるものを使うなど工夫が強いわれています。アベノマスクではなくて、サージカルマスク・N95マスクを医療現場に配布してほしいです!!(長野)」
「発想は悪くなかったのかもしれないが、発送がまずくお金の無駄遣いに見えましたね。診療報酬プラス改定してほしい!(KU)」

医労連共済で備えよう

私たちの労働組合には、入院・休業、まさかの死亡などを支えあう制度=医労連共済があります。新型コロナ感染が猛威をふるっており、不安に感じている方も多いかと思えます。医労連共済は、病気休業などに備えて、安い掛金で大きな保障ができる制度です。

新型コロナで陽性になった場合

入院 (1日目から給付) 11,000円/1日	休業 (連続5日目以上から給付) 5,000円/1日
--------------------------------------	---

※指定感染症で「不慮の事故」として加算されます。 ※医師の安静療養の指示が必要です。

右のQRコードから全厚労ホームページを開き、「資料・データ」のページから過去の全厚労ニュースを見る事が出来ます。

読者の声、聞かせて・教えて、クロスワードはすべてQRコードよりスマホから投稿できます。氏名・住所・希望景品（図書カード又はクオカード）は必須事項です。質問1・2は、聞かせて・教えてのコーナー掲載号で使用します。

教宣部のつづき

20169、この数は何がご存知でしょうか。昨年の国内の自殺者数は、この内「勤務問題」が原因は1949人。1日5・3人、4・5時間に1人になります。想像するだけで心が苦しくなります。この1949人の職場に労組があったらどうか、助けてくれる仲間はいなかったらどうか、私たちの働く職場にはそういう仲間がいないか。この数字からたくさんの方のことを考えさせられました。コロナで皆が疲弊する中、労働組合にできること、しなければいけないことをしっかり考え行動しようと思えました。(OK)